

ポストコロナ社会に向けた金融対策を中心とした経済対策に係る緊急要望書

令和2年度に制度化された民間金融機関による実質無利子・無担保融資（新型コロナウイルス感染症対応資金）は、コロナ禍における中小企業の事業継続に大きな役割を果たしました。

一方、京都信用保証協会の保証債務残高が、コロナ禍前と比較して2倍を超える規模となるなど、今後の事業者の融資返済への懸念が大きくなっています。

また、コロナ禍で急速に拡大したデジタル化や多様な働き方への対応、消費行動の変化など、社会経済の変化に対応するため、様々な施策を実施いただいておりますが、多くの中小企業においては事業の再構築が急務となっており、ポストコロナ社会に向けて、中小企業が将来に希望を持てる環境づくりが強く求められています。

つきましては、現在、国において準備を進められている追加の経済対策等において、以下の金融支援策・事業支援策を講じられますよう、緊急に要望します。

1 新たな金融支援制度の構築

新型コロナウイルス感染症対応資金の無利子期間終了と元本返済開始のピークが重なる令和5年度以降、中小企業の資金繰りが一層深刻化することが見込まれるため、国においては以下の金融支援策を講じられたい。

- (1) 事業者が既存の新型コロナウイルス感染症対応資金を条件変更する際に発生する追加の信用保証料について、国において補助を実施すること。
- (2) コロナ禍でも経営努力を続け、事業再起が見込まれる事業者の資金繰りを下支えするため、例えば15年や20年といった超長期での借入が可能な、低利での全国統一の融資制度を国において創設すること。同制度においては、同一金融機関内での新型コロナウイルス感染症対応資金の借換を可とするとともに、借換時にかかる信用保証料を免除するよう、制度を構築されたい。

2 地方自治体による事業者支援体制構築への財政的支援

京都では、コロナ禍の影響を受けた幅広い業種の中小企業を支援するため、行政、金融機関、信用保証協会、経営支援機関が一体となったオール京都体制を構築し、専門家派遣や補助金等の独自制度の実施により、中小企業支援をきめ細やかに行っているところである。国においては、こうした支援体制の充実を図るための財政的支援を実施されたい。

3 中小企業の事業継続に向けた支援

コロナ禍により困難に直面する中小企業が、社会経済の変化に対応した事業継続を行うとともに、次代への事業承継を促すため、国において以下の対策を講じられたい。

- (1) 事業再構築補助金など、中小企業の事業継続に向けた支援を継続実施するとともに、各種制度の要件緩和や事務手続きの簡素化など、事業者が利用しやすい制度への拡充を図ること。

- (2) 中小企業の事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ等補助制度について、要件緩和や事務手続きの簡素化などを行った上で、再度実施すること。また、事業承継・引継ぎ支援センターの体制の充実を図ること。

4 SDGs 経営の実践をはじめとする中小企業の持続可能な経営に資する施策の充実

中小企業が将来に向けて持続可能な経営を行うためには、コロナ禍で加速したデジタル化や多様な働き方への対応、SDGs の理念に基づく経営の実践、大企業の動向に取り残されないようなサプライチェーンの構築、ポストコロナに向けて世界中で取組が加速している脱炭素や再生可能エネルギーの活用等への取組が不可欠である。国においては、中小企業のこうした取組が促進されるよう、施策の充実を図られたい。

令和3年11月17日

京都府知事 西脇 隆俊
京都市長 門川 大作